省令

○総務省令第四十一号

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）別表第十七号の規定に基づき、地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十六日

総務大臣　松本　剛明

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法別表第十七号の総務省令で定める事務） **第十七条**　法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 ［一～三　略］ 四　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十八条第一項から第四項まで又は同法第十九条第四項若しくは第五項の規定による提供の求め又は提供を受けること。 ［五～十七　略］	（法別表第十七号の総務省令で定める事務） **第十七条**　［同上］ ［一～三　同上］ 四　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第十八条第一項、第二項若しくは第三項の規定による提供の求め又は提供を受けること。 ［五～十七　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和五年五月八日から施行する。